

# 延岡カトリック教会納骨堂管理規約 (2024.5.12 改定版)

## 【目的】

延岡カトリック教会「納骨堂」を常に適切な状態で維持管理し、昇天者への祈りを捧げるために本規約を定める。

納骨堂は、原則、カトリック延岡教会に所属する信徒及びその家族とし、遺骨の収蔵並びに追悼(慰霊)のための施設と定め、その祭儀は、カトリック教会の典礼によるものとする

遺骨の収蔵は、焼骨のみとし、収蔵時に、使用者は市町村長発行の埋葬許可証(初度発行の証明書には、火葬場管理者による火葬済証明印捺印を要す)を委員会に提出し許可を得るものとする

## 第1条(管理委員長)

「納骨堂」を管理するために、納骨堂管理委員会を設置し、以下の委員を置く。

- |                 |                |     |
|-----------------|----------------|-----|
| ① 納骨堂管理責任者(委員長) | = 主任司祭がこの任に当たる | 1名  |
| ② 納骨堂管理主任       |                | 1名  |
| ③ 納骨堂会計責任者      |                | 1名  |
| ④ 納骨堂管理委員       |                | 若干名 |

## 第2条(管理委員の選任と任期)

(1)第1条 ②～④に定める委員は、教会委員会の推薦に基づいて、納骨堂管理責任者(委員長)がこれを任命する。

(2)第1条 ②～④に定める委員の任期は2年とし、その再任は妨げない。

## 第3条(管理委員の責務)

管理委員は、納骨堂を 慰霊に相応しい環境に保つよう維持管理する為のあらゆる責務を負う。

- ① 室内清掃、祭壇の装飾 等 日常管理の方法を決定し、実行すること
- ② 建屋、壁面等の補修等 適正な維持
- ③ 納骨堂の場所等 具体的な利用法の審議・決定
- ④ 納骨堂利用者への各種連絡
- ⑤ 使用者名簿、納骨記録簿の作成、管理
- ⑥ その他、必要と思われる事項の委員会での審議・決定
- ⑦ 納骨堂会計責任者にあつては、第7条に定める各種納付金、その他の寄付金等の出納を管理すること
- ⑧ 納骨堂管理主任にあつては、①～⑥に関わる事項及び納骨堂管理委員会の開催などの事務を総覧すること
- ⑨ 納骨堂管理責任者(委員長)にあつては、納骨堂管理委員会の決定事項等を承認乃至改善を指示すること

#### 第4条(教会委員会への諮問事項)

第3条に定める管理委員の責務、権限に関わる事項であっても、納骨堂管理責任者(委員長)が教会運営全体に関わる重要事項と判断した案件については、教会委員会に諮問し協議決定する。

#### 第5条(使用資格及び使用申込み)

- (1) 当納骨堂を使用できる者は、カトリック信徒(延岡教会所属者には限定しない)及びその遺族とする。
- (2) 利用予約及び使用を希望する者は、所定様式の申込書に必要事項を記入し、必要な納付金を添えて納骨堂管理委員会へ届け出るものとする。
- (3) 利用予約は、納骨堂場所の空き数分のみ受け付ける。

#### 第6条(予約者、使用者の権利と債務)

- (1) 当納骨堂に関わる全ての設備、備品の所有権は延岡カトリック教会に属す。
- (2) 予約者、使用者は、本管理規約に基づき、納骨堂を利用する権利を有する。
- (3) 予約者、使用者は、納骨堂の管理について納骨堂管理委員会に意見を申し立てることができる。
- (4) 予約者、使用者は、第7条に定める費用負担他、納骨堂管理委員会の指示に従わなければならない。
- (5) 予約者、使用者は、住所 電話番号等 申込書記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を納骨堂管理委員会へ文書で届け出なければならない。

#### 第7条(免責)

天変地変等延岡教会の責に帰する事が出来ない事由により、遺骨の棄損等が生じた場合、その責を負はない

#### 第8条(納付金等)

当納骨堂の利用者は、以下の費用を納骨堂管理委員会に納めるものとする。

① 利用予約時                   : 予約金 ¥10,000-

② 使用開始(納骨)時 : 納骨料 ¥40,000-

但し、上記①に従い利用予約金(¥10,000)を支払い済みの場合は、¥30,000-

③ 年間管理費                   : ¥3,000/年=予約のみで未納骨の場合  
(1ヶ所当たり)                 : ¥5,000/年=納骨済の場合

但し、初年度の管理費は、予約及び納骨の翌月から起算した上記金額の月割分(¥100未満切捨)を負担するものとする。

- ・ この管理費の会計年度は、4月～翌年3月とし、次年度継続利用者は利用年度開始前の3月末日までに管理費を納入するものとする(原則前年度1月末までに管理費請求書発行を行う)。
- ・ 当該年度の管理費を収めた予約者が、年度途中で納骨した場合は、年度途中の管理費差額精算はせず、翌年度より管理費を「納骨済の場合」の金額とする。

④ 霊名碑刻印料 :実費自己負担とする。

⑤ 永代追悼料 :¥300,000-とする。

(2) これらの納付金は、年度途中での予約取消、使用取り止め等の場合も返却しない。

#### 第9条 利用権の喪失(利用者・利用予約者)

- ① 管理料を10ヶ年間滞納した場合
- ② 納骨壇を目的外に使用・他に譲渡・転用・転貸した場合
- ③ その他本規約に反した場合

#### 第10条(納付金の使途)

- (1) 第8条に定める各種納付金は、納骨堂維持管理費として納骨堂管理委員会が一括管理する。
- (2) 管理費の使途はその本規約の目的に従い、概ね以下の通りとする。
  - ① 納骨堂内の 備品購入・管理費
  - ② 納骨堂内の お花・ローソク・お香 等の購入費
  - ③ 納骨堂の建屋、設備の増改築、修繕費
  - ④ 第10条に定める合同追悼ミサの際の献金  
(献金金額については、納骨堂管理委員会で別途定める)
  - ⑤ その他 納骨堂管理委員会が必要と認めた用途

#### 第11条(会計報告及び監査)

第8条に関わる納骨堂管理費用については、毎年4月10日までに 前年度分の会計報告書を、監査報告書とともに教会委員会に提出する。

- (1) この監査責任は教会委員会に属する。
- (2) 会計報告等に関する異議申立は、第6条に基づき、随時可能とする。

#### 第12条(追悼ミサ)

当納骨堂に安置されている霊の為に、毎年8月第3日曜日 及び 11月第1日曜日に追悼ミサを執り行う。

### 第13条(改葬)

- ① 第9条の規定に基づき利用権を喪失した対象の遺骨は、以下の優先順にて取り扱いを決する。
  - 1) 直前までの利用権保持者との協議により別の場所に改葬する(諸手続き&諸費用は従前の利用権保持者の費用負担)
  - 2) 直前までの利用権保持者との連絡がつかない場合、法の定める手続きに従って、納骨堂管理責任者が定める場所に改葬(合葬)する(一時費用は、納骨堂管理会計負担とするが、可能な限り従前の利用権者に負担を求める努力を継続)
- ② その他の事情により、利用権者の意志・合意に基づいて、改葬(合葬)を行うことがある。この際の諸手続きは、法の定めに基づくが、関係諸費用の負担並びにその後の管理費負担のあり方については、受益者公平負担の原則に基づいてその都度協議して、決定し、その決定内容を文書として全当事者(除く連絡不能者)捺印の上、其々保管する。

### 第14条 (規約改定)

本規約の改定は、納骨堂管理委員会の協議を経て、教会委員会の承認を得て行う。

#### 【附則】

- (1) 本規約は、1994年8月1日より施行する。
- (2) 第7条1項⑤永代追悼料を2016年4月1日より追加施行する
- (3) 第10条改定、本規約は、2019年8月5日より施行する。
- (4) 第7条③第9条(1)を改定、本規約は、2021年7月より施行する。
- (5) 目的欄加筆、第8条年間管理費の納入時期を明記、第9条利用権喪失条件追記し、その後の遺骨の取り扱いについては第13条(改葬)として規定追加、第11条 会計報告時期等を事務処理に要する期間を考慮して改訂、第13条として改葬(合葬)に関わる規定を追加、当該第13条の追加により、規約改定に関わる従来の第13条の条番号を第14条に繰り下げ。以上を改定の上、2024年5月12日より施行する。